

○森町勤労者住宅建設資金利子補給要綱

昭和53年3月30日告示第63号

改正

平成2年3月24日告示第27号

平成6年4月1日告示第29号

平成10年3月23日告示第19号

平成29年2月7日告示第5号

令和5年2月27日告示第12号

森町勤労者住宅建設資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 町長は、勤労者の住宅建設等を助成するため、静岡県労働金庫（以下「労働金庫」という。）から住宅建設資金を借り受けた森町内の勤労者に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱及び森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「勤労者」とは、職業の種類を問わず事業者に雇用されている者（使用人のいない自営業主を含む。）をいう。

(利子補給の対象及び期間)

第3条 この要綱に定める利子補給の交付対象となる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 森町内に自らが居住する目的の住宅を新築又は増改築する場合、床面積の合計が70平方メートル以上280平方メートル以下のもの
- (2) 森町内に自らが居住する目的の建売住宅又は中古住宅を購入する場合、敷地面積が400平方メートル以下のもの
- (3) 森町内に自らが居住する目的の住宅建設のために自己の土地を購入する場合、敷地面積が400平方メートル以下のもので、貸付けの日から5年以内に住宅を建築するもの

2 利子補給の期間は、借り受けた年度から10年とする。ただし、利子補給の期間内に借入金に係る住宅等を他に転用し、又は譲渡し、若しくは貸与した場合は、その事実が発生したとき以後の利子補給金は交付しない。

(利子補給契約)

第4条 この要綱に定める利子補給は、町長が労働金庫との間に締結する利子補給契約によって行う。

(利子補給金交付対象限度)

第5条 勤労者が労働金庫から借り受けた住宅建設資金のうち利子補給の対象となる金額は、1件につき700万円を限度とする。

(利子補給金の貸付承認申請)

第6条 労働金庫は、利子補給の対象となる資金の貸付けを受けるものを決定するに当たっては、勤労者住宅建設資金貸付承認申請書（様式第1号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

(承認)

第7条 町長は、前条の承認申請について適当と認めたときは、勤労者住宅建設資金貸付承認通知書（様式第2号）により労働金庫に通知するものとする。

(承認の取消及び変更)

第8条 労働金庫は、前条の承認を受けた後において、借受人が利子補給を辞退又はその他の理由により承認を取り消す必要が生じた場合、速やかに勤労者住宅建設資金貸付承認取消願（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 労働金庫は、前条の承認を受けた後において、貸付金額等の内容変更があった場合、速やかに勤労者住宅建設資金貸付変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、変更した内容が確認できる書類を添付するものとする。

4 町長は、第1項の勤労者住宅建設資金貸付承認取消願又は第2項の勤労者住宅建設資金貸付変更承認申請書について適当である認めたときは、労働金庫に対し、勤労者住宅建設資金貸付取消・変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(利子補給金の額及び交付方法)

第9条 利子補給金の額は、年利率0.60パーセント、10年月賦元利均等償還により算出した利子の額のうち、毎年4月1日から9月30日まで（以下「前期」という。）及び10月1日から翌年3月31日まで（以下「後期」という。）の各期間における支払うべき利子の額に相当する額とし、年2回、労働金庫を通じて対象者

に交付する。ただし、勤労者が労働金庫から借り受けた住宅資金の年利率を超えないものとする。

(利子補給金の申請)

第10条 労働金庫は、利子補給金の交付を申請しようとするときは、毎年、前期分については4月末日、後期分については10月末日までに、勤労者住宅建設資金利子補給金交付申請書（様式第6号）に、森町勤労者住宅建設資金利子補給申請額合計表、森町勤労者住宅建設資金利子補給金貸付状況（実績）及び利子補給計算書を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第11条 町長は、利子補給金の交付を決定したときは、労働金庫に対し、勤労者住宅建設資金利子補給金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(利子補給金の変更承認申請)

第12条 労働金庫は、交付申請に係る事項に変更が生じた場合は、勤労者住宅建設資金利子補給金変更承認申請書（様式第8号）に変更した内容が分かる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(変更承認通知)

第13条 町長は、利子補給金の変更を承認したときは、労働金庫に対し、勤労者住宅建設資金利子補給金変更承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(実績報告書)

第14条 労働金庫は、利子補給金の交付の対象となった貸付事業について、毎年、前期の実績については10月末日、後期の実績については4月末日までに、勤労者住宅建設資金利子補給事業実績報告書（様式第10号）に森町勤労者住宅建設資金利子補給実績額合計表、森町勤労者住宅建設資金貸付状況（実績）及び利子補給計算書を添えて、町長に報告しなければならない。

(交付確定通知)

第15条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適合すると認めたときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、労働金庫に対し、勤労者住宅建設資金利子補給金交付確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第16条 労働金庫は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、請求書（様式

第12号) を町長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年告示第27号)

この要綱は、平成2年度分の利子補給から適用する。

附 則 (平成6年告示第29号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成6年度分の利子補給から適用する。

附 則 (平成10年告示第19号)

この告示は、公示の日から施行し、平成10年度分の利子補給から適用する。

附 則 (平成29年2月7日告示第5号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月27日告示第12号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。